



市の魅力を発信する 市民ライターを募集!

市の「〇〇の魅力伝えたい!」「〇〇の名所・お店をもっと知ってほしい!」など、魅力を一緒に伝えてくれるメンバーを募集します!

フォトグラファーやライターから直接スキルを学べる講座も開催。受講後は、市公式 SNS や広報紙向けの記事作成や、イベントへの参加も予定!ぜひ、応募をお待ちしています。



講座内容

期間 6月～ 全5回 (月1回程度)
 会場 本庄ガス ECO はにぼんプラザ 他
 内容 ・撮影講座 ・記事づくり講座
 ・SNS 運用講座
 ・取材 ・フォトウォーク
 ・合同文化祭(七高祭)での発表

募集内容

対象 ・20代から30代で、スマートフォンをお持ちの市内在住・在勤・在学者
 ・10月から1年間、月に1・2回市の公式 SNS に記事掲載が出来る方
 定員 10名程度(申込多数の場合、抽選)
 費用 無料
 申込 5月20日(火)までに市HPから申込



市HP

あなたの目線で
本庄を切り取ろう



市のプロモーション動画を公開!

◀1月26日にブランドメッセージお披露目の場として開催された「ほんじょう市」。市民の皆さんや、本市に関心のある方が、本市の魅力をもち寄った当日の様子を動画にしました。

▼市HPでは、さまざまなPR動画を掲載しています。今回、新たに移住者へインタビューを行った動画や本庄市ブランドメッセージ・コンセプトムービーを公開しました。ぜひご覧ください!



ほんじょう市



PR動画



広報課 ☎ 25-1614

住み慣れた地域や自宅で安心して暮らし続けていくために...

要介護高齢者、その家族のためのサービスがあります。



高齢者福祉課では、在宅生活をしている要介護高齢者やそのご家族に向け、介護保険以外にも次のようなサービスを行っています。

①要介護3～5に認定された方向け サービス

	対象要件	内容
介護手当	65歳以上で、要介護3～5に認定され1年経過している要介護高齢者と同居かつ常時介護している介護者(要介護3は重度認知症高齢者に限る)	・月額8,000円の手当を年3回(4・8・12月)支給 ※入院や、施設入所、ショートステイ等の日数が、1か月に16日以上となった月は支給対象外(届出が必要)。
紙おむつサービス	40歳以上で、要介護4または5に認定され、失禁状態にある在宅生活の方	・申請月の翌月から市の委託業者が、毎月居宅へ紙おむつ等を配送(限度額4,500円/月) ※市民税所得割課税世帯の方は、1割が利用者負担。
訪問理美容	65歳以上で、要介護4または5に認定され、理美容院に行くことが困難な在宅生活の方	・理/美容師が自宅に訪問し、カットサービス ・年度内4枚を限度とし、申請月に応じたサービス利用券を交付 ※入院中やデイサービス等での利用は不可。
ふとん乾燥等	65歳以上の単身者、または75歳以上の高齢者のみの世帯で次のすべてに該当する方 ・要介護4または要介護5で、寝たきり状態 ・市民税所得割課税世帯に属していない方	・市の委託業者が訪問・集配し、ふとんを乾燥消毒または丸洗い ※年度内2回を限度とし、その内1回を丸洗いに変更可。 ※実施月は「6・9・12・3月」、利用月の前月までに申請。

②認知症によるひとり歩き症状が見られる方向け サービス

	対象要件	内容
探知サービス	認知症によるひとり歩き行動が見られる、要介護者または要支援者に認定されている方または医師により認知症と診断された方	・対象者の居場所が不明になった際、家族等が電話またはインターネットで位置情報の提供を受けることができる携帯端末を貸与 ※初期費用以外の基本料金等は利用者負担。 ・家族等が保護に出向けない場合、現場急行サービスを利用可(有料)
見守り事業		・早期発見するための二次元コード付きシールを交付[40枚(耐洗ラベル30枚、蓄光シール10枚)] ※シールの二次元コードを携帯電話等で読み込むことで、専用伝言板を介して家族などとやり取りが可能。 ※初回のみ無料。

③その他の高齢者福祉 サービス

	対象要件	内容
入浴料助成	65歳以上で、市民税所得割課税世帯に属しておらず入浴設備のない住居に居住している方	・余熱施設「湯かっこ」の入浴券を交付(5枚/月)
緊急通報システム	①65歳以上の単身高齢者で、身体上慢性的な疾患等により日常生活を営む上で常時注意を要する方 ②①に該当しない65歳以上の方で、ひとり暮らしに不安がある方[サービス利用料は全額利用者負担(2,035円/月)]	・急病などで緊急に援助が必要になった際、ボタンを押すと24時間常駐のオペレーターに繋がる緊急通報システムを居宅に取り付ける ・毎月1回電話による安否確認 ・通報により、安否確認が必要な場合、現場確認員が駆けつけ(550円/月) ※①に該当する方のうち、市民税所得割課税世帯の方はシステム利用料の1割(203円/月)が利用者負担。
ショートステイ	65歳以上で、日常生活を営むのに支障があり介護保険の給付対象とならない方	・介護者が疾病等により一時的に家庭で介護することが困難になった場合、一人で生活できない方を施設で預かる(726円/日)

※詳しくは、市HPまたは右記へお問い合わせください。



①について



②及び③について

★高齢者福祉課 ☎ 25-1722